

令和元年度

[措置状況] 措置済み … ○、改善検討中 … △、その他 … □、未措置 … 空欄

番号	報告書ページ	区分	指摘及び意見の概要	措置状況	措置等の内容	担当課
1	P28～	指摘事項	開示された受益者負担の状況は、特定の施設のみを抜粋して記載されているが、そのほとんどの施設において収支不足が発生している点など、受益者負担の状況について市民に十分な情報開示し説明すべきである。	○	使用料等の見直しについては、毎年予算編成時に受益と負担の水準について十分検討するよう指導しており、また、概ね5年毎に全庁的な見直しを実施しているが、改めて担当課に対し、収支不足の要因を分析し、適宜情報を開示しながら、受益と負担の見直しを行うよう令和2年10月に通知した。	財政課
2	P28～	指摘事項	同上	○	各所管施設とも、施設白書にて受益者負担の状況に関する情報開示を行っている。より詳細な内容の掲載については、市全体の方針に従って対応する。	市民協働推進課
3	P28～	指摘事項	同上	○	各所管施設とも、公共施設白書において、収支状況や施設行政コスト等の情報を公表している。より詳細な内容の掲載については、市全体の方針に従って対応する。	「文化のまち」づくり課
4	P28～	指摘事項	同上	○	各所管施設とも、公共施設白書にて収支状況や施設行政コスト等の情報を公開している。より詳細な内容の掲載については、市全体の方針に従って対応する。	「スポーツのまち」づくり課
5	P28～	指摘事項	同上	△	改善検討中	図書館
6	P28～	指摘事項	同上	○	総合福祉センターは条例にて設置目的を「社会福祉の総合的な振興と増進を図るため」としており、高齢者、障害者及びその介助者や社会福祉活動を行う者等の福祉関係者は使用料を無料とすることとしている。令和2年10月2日付け財政課通知に基づき検討を行ったが、検討の結果、利用料金制により収支不足が発生している他の公共施設とは異なり、主な利用者からの使用料収入により運営を行っている施設ではないため、当該施設の収支不足状況についての情報開示などは必要ないものと判断した。 なお、公共施設白書において、収支状況や施設行政コスト等の情報を公表している。	福祉政策課
7	P28～	指摘事項	同上	○	各所管施設とも、施設白書にて受益者負担の状況に関する情報開示を行っている。より詳細な内容の掲載については、市の統一の方針に従って対応する。	こども未来館
8	P28～	指摘事項	同上	○	豊橋市資源化センター余熱利用施設の受益者負担の状況については、他施設と同様に、本市ホームページ掲載の「豊橋市公共施設白書」の資料編において、情報開示を行っており、令和3年11月に最新の情報に更新したところである。また、令和4年10月1日の指定管理者の更新に向けて、令和3年12月に、受益者負担の適正化の観点から、利用料金の上限額の見直し等を内容とする条例改正を行った（施行は令和4年10月1日）。	健康増進課
9	P28～	指摘事項	同上	○	各所管施設とも、施設白書にて受益者負担の状況に関する情報開示を行っている。より詳細な内容の掲載については、市全体の方針に従って対応することとした。	商工業振興課
10	P28～	指摘事項	同上	○	受益者負担に関する情報については、自然史博物館の年報で歳入歳出の状況を開示し、自然史博物館のホームページに掲載している。	自然史博物館
11	P28～	指摘事項	同上	○	教育会館の受益者負担の状況については、他施設と同様に、本市ホームページ掲載の「豊橋市公共施設白書」の資料編において、情報開示を行っており、令和3年11月に最新の情報に更新したところである。	学校教育課
12	P28～	指摘事項	同上	○	各所管施設とも、施設白書にて受益者負担の状況に関する情報開示を行っている。より詳細な内容の掲載については、市の統一の方針に従って対応する。	美術博物館
13	P28～	指摘事項	同上	○	受益者負担に関する情報については、ホームページに掲載した豊橋市視聴覚教育センター・豊橋市地下資源館年報の中で施設の歳入歳出の情報として開示している。	科学教育センター
14	P33～	指摘事項	各施設の所管課で収支不足等の要因を分析し、次回の使用料改定に反映させるPDCAサイクルを確立する必要がある。	○	使用料等の見直しについては、毎年予算編成時に受益と負担の水準について十分検討するよう指導しており、また、概ね5年毎に全庁的な見直しを実施しているが、改めて担当課に対し、収支不足の要因を分析し、適宜情報を開示しながら、受益と負担の見直しを行うよう令和2年10月に通知した。	財政課
15	P33～	指摘事項	同上	○	令和2年10月2日付け財政課通知に基づき、決算時に収支不足等の要因を分析するとともに文書化し、5年ごとの使用料改定の参考とする。	市民協働推進課
16	P33～	指摘事項	同上	○	文化施設については、指定管理者の更新のタイミングにおいて、収支不足等を分析し、受益者負担の現状や近隣施設の状況等を踏まえ、受益者負担の適正化の観点から、利用料金の見直し等を行うこととした。 なお、令和5年度からのアイプラザ豊橋の指定管理者更新にあたり、見直しを行った結果、利用料金は変更なしとなった。	「文化のまち」づくり課
17	P33～	指摘事項	同上	○	スポーツ施設については、令和3年度から、5年周期の指定管理者更新のタイミングにおいて、収支不足等を分析し、受益者負担の現状や近隣施設の状況等を踏まえ、受益者負担適性化の観点から利用料金を見直しを行うこととした。 なお、令和4年度からの総合スポーツ公園等指定管理の更新にあたりアクアリーナ豊橋にかかる利用料金の上限額の見直しを内容とする条例改正を行った。	「スポーツのまち」づくり課
18	P33～	指摘事項	同上	△	改善検討中	図書館

番号	報告書 ページ	区分	指摘及び意見の概要	措置 状況	措置等の内容	担当課
19	P33～	指摘事項	同上	○	総合福祉センターは条例にて設置目的を「社会福祉の総合的な振興と増進を図るため」としており、高齢者、障害者及びその介助者や社会福祉活動を行う者等の福祉関係者は使用料を無料とすることとしている。令和2年10月2日付け財政課通知に基づき検討を行ったが、検討の結果、利用料金制により収支不足が発生している他の公共施設とは異なり、主な利用者からの使用料収入により運営を行っている施設ではないため、次回の使用料改定に反映させるPDCAサイクルの確立は必要ないものと判断した。	福祉政策課
20	P33～	指摘事項	同上	○	こども未来館については、令和4年4月1日の指定管理者の更新に向けて、受益者負担の現状や近隣施設の状況等を踏まえ、令和3年6月に、受益者負担の適正化の観点から、利用料金の見直し等を内容とする条例改正を行った(施行は令和4年4月1日)。	こども未来館
21	P33～	指摘事項	同上	○	豊橋市資源化センター余熱利用施設については、令和4年10月1日の指定管理者の更新に向けて、受益者負担の現状や近隣類似施設の状況等を踏まえ、令和3年12月に、受益者負担の適正化の観点から、利用料金の上限額の見直し等を内容とする条例改正を行った(施行は令和4年10月1日)。	健康増進課
22	P33～	指摘事項	同上	○	令和2年10月2日付け財政課通知に基づき、決算時に収支不足等の要因を分析し、使用料改定の際の参考とすることとした。	商工業振興課
23	P33～	指摘事項	同上	○	自然史博物館の大型映像や特別企画展の観覧料については、開催期間中に入場者数、売上額を把握し、増減理由などの分析等を行っており、PDCAサイクルは行っている。	自然史博物館
24	P33～	指摘事項	同上	○	教育会館は条例にて設置目的を「学校教育の総合的な向上を図るための施設」としており、研究及び研修のため利用しようとする教職員は使用料を無料としている。令和2年10月2日付け財政課通知に基づき検討を行ったが、検討の結果、利用料金制により収支不足が発生している他の公共施設とは異なり、主な利用者からの使用料収入により運営を行っている施設ではないため、次回の使用料改定に反映させるPDCAサイクルの確立は必要ないものと判断した。	学校教育課
25	P33～	指摘事項	同上	○	美術博物館企画展の入場料については、開催期間中に入場者数を把握し、増減理由などの分析等を行い、検証を実施している。また、展示室使用料についても、年度ごとに使用実績等の分析、検証を行っていることから、PDCAサイクルは行っている。	美術博物館
26	P33～	指摘事項	同上	○	プラネタリウム観覧料については投映作品、投映時間、天候による観覧者数を把握し、増減理由などの分析等を行っており、PDCAサイクルは行っている。引き続き令和2年10月2日付け2豊財号外「受益者負担の適正化について」に従い対応していく。	科学教育センター
27	P33～	指摘事項	各施設の所管課は使用料の見直しについて主体的に検討し、どのように対応していくか意思決定する必要がある。	○	使用料の見直しについては、市全体の方針に基づき、所管課として各施設の状況を分析の上、検討します。市民センターについては、市全体の方針へのつり、所管施設の性質や土日・祝日料金の設定の必要性など検討した上で、令和3年度に利用料金の改定を行った(令和4年度より適用)。校区市民館・男女共同参画センターについても同様にを行う。	市民協働推進課
28	P33～	指摘事項	同上	○	使用料の見直しについては、施設の利用状況や収支状況等を分析の上、市全体の方針に基づき、必要に応じて使用料の改定をするなどの対応を行う。	「文化のまち」づくり課
29	P33～	指摘事項	同上	○	市の統一的な方針のもと、所管課として主体的に検討し、施設の利用状況や収支状況を分析のうえ、令和4年度からの総合スポーツ公園等指定管理の更新にあたりアクアリーナ豊橋にかかる利用料金の上限額の見直しを内容とする条例改正を行った。	「スポーツのまち」づくり課
30	P33～	指摘事項	同上	△	改善検出中	図書館
31	P33～	指摘事項	同上	○	総合福祉センターは条例にて設置目的を「社会福祉の総合的な振興と増進を図るため」としており、高齢者、障害者及びその介助者や社会福祉活動を行う者等の福祉関係者は使用料を無料とすることとしている。令和2年10月2日付け財政課通知に基づき検討を行ったが、検討の結果、利用料金制により収支不足が発生している他の公共施設とは異なり、主な利用者からの使用料収入により運営を行っている施設ではないため、現時点での使用料の見直しは必要ないものと判断した。	福祉政策課
32	P33～	指摘事項	同上	○	令和3年度には市の統一的な方針のもと、所管課として主体的に検討し、利用料金の改定を行った。(令和4年度適用)	こども未来館
	P33～	指摘事項	同上	○	豊橋市資源化センター余熱利用施設については、令和4年10月1日の指定管理者の更新に向けて、受益者負担の現状や近隣類似施設の状況等を踏まえ、財政課と協議の上、令和3年12月に、受益者負担の適正化の観点から、利用料金の上限額の見直し等を内容とする条例改正を行った(施行は令和4年10月1日)。	健康増進課
34	P33～	指摘事項	同上	○	使用料の見直しについては、市全体の方針に基づき、所管課として施設の利用状況や収支状況等を分析のうえ、必要に応じて使用料の改定をするなど対応していくこととした。	商工業振興課
35	P33～	指摘事項	同上	○	令和2年10月2日付け2豊財号外「受益者負担の適正化について」に従い、設備の更新等個別の事由がある場合には適宜使用料の見直しを行っていく。	自然史博物館
36	P33～	指摘事項	同上	○	設備の更新等個別の事由がある場合には、令和2年10月2日付け2豊財号外「受益者負担の適正化について」に従い、適宜使用料の見直しを行っていくこととした。	学校教育課
37	P33～	指摘事項	同上	○	使用料の見直しについては、市内他施設や他都市の類似施設とのバランスを考え分析を行い、市全体の方針に基づき、必要に応じて使用料の改定をするなどの対応を行う。 また、施設の更新等の個別の事由がある場合には適宜使用料の見直しについて協議を行う。	美術博物館

番号	報告書 ページ	区分	指摘及び意見の概要	措置 状況	措置等の内容	担当課
38	P33～	指摘事項	同上	○	令和2年10月2日付け2豊財号外「受益者負担の適正化について」に従い、設備の更新等個別の事由がある場合には適宜個別に使用料の見直しを行っていく。	科学教育センター
39	P40～	意見	平成23年度包括外部監査の意見に対する措置状況が十分でないものがあった。	○	令和元年11月から科学教育拠点整備に関する打ち合わせを関係部署と議論し、令和元年度中に一定の方向性を整理した。 令和2年度は、科学教育拠点整備に関する事項を主要事業調書(サマレービュー)として提出し、今後の方向性等の判断を仰ぐ手続きを進めた。 なお、令和2年6月には、科学教育センターの企画展について、自然史博物館にPRブースを設けるなどの連携を行った。また、令和2年度からは、11月を「とよはし科学月間」と位置づけ、自然史博物館と科学教育センターが一丸となって広報や事業を行っている。 豊橋市教育振興基本計画(改訂版)については、令和2年6月に総括を行っている。	自然史博物館
40	P40～	意見	同上	○	令和元年11月から科学教育拠点整備に関する打ち合わせを関係部署と議論し、令和元年度中に一定の方向性を整理した。 令和2年度は、科学教育拠点整備に関する事項を主要事業調書(サマレービュー)として提出し、今後の方向性等の判断を仰ぐ手続きを進めた。 なお、令和2年6月には、科学教育センターの企画展について、自然史博物館にPRブースを設けるなどの連携を行った。また、令和2年度からは、11月を「とよはし科学月間」と位置づけ、自然史博物館と科学教育センターが一丸となって広報や事業を行っている。 豊橋市教育振興基本計画(改訂版)については、令和2年6月に総括を行っている。	科学教育センター
41	P41～	意見	市全体で施設利用目的にかなった利用実態を把握しつつ、利用状況について継続的なモニタリングを行うとともに、施設が未利用となる場合には、当初の利用目的を優先しつつも、施設がより一層有効活用されるよう様々な利用方法を検討することが望ましい。	○	利用が少ない施設は、運営改善を図ることで施設利用目的にかなった利用を増やすことが第一と考えている。そのため、昨年度実施した施設評価では、各施設の利用状況を市全体で整理して利用が少ない施設を抽出し、今後の改善内容についてヒアリングを実施、更なる有効活用について各施設の特性に応じた利用向上に取り組むよう働きかけた。	資産経営課
42	P41～	意見	同上	○	施設設置目的での利用が増えることが本来のあるべき姿であるため、利用の少ない施設については、改善策検討のため、定時のモニタリングに加え、指定管理者を対象に利用率向上に向けたヒアリングを実施している。	市民協働推進課
43	P41～	意見	同上	○	施設設置目的での利用が増えることが本来のあるべき姿であるため、指定管理者による毎月の業務報告や定期的な連絡会議によるモニタリングを実施することにより、施設利用率の向上について検討している。	「文化のまち」づくり課
44	P41～	意見	同上	○	指定管理者と毎月の連絡会議によるモニタリングを実施し、施設利用実態を把握し、利用率向上について議論している。 また、市スポーツ施設全体として平日昼間の利用率が低いことから、令和3年度にスポーツ宿泊支援補助金を創設し、平日昼間の利用を条件の一つとすることで、施設稼働率の底上げを図っている。	「スポーツのまち」づくり課
45	P41～	意見	同上	△	改善検討中	図書館
46	P41～	意見	同上	△	改善検討中	福祉政策課
47	P41～	意見	同上	○	利用実態について現場確認、利用者アンケート、ご意見箱などから把握している。また、指定管理者へのモニタリングも継続的に行っており、託児室で一時預かりを実施するなど施設の有効活用を図っている。	こども未来館
48	P41～	意見	同上	○	豊橋市資源化センター余熱利用施設の利用状況を含め、運営・維持管理については、毎月モニタリングを実施し、利用実態を把握しているところである。令和4年10月1日の指定管理者の更新に向けて、指定管理者による自主的な経営努力の発揮や新たなサービス提供が行えるよう、令和3年12月に、利用料金制の導入、利用料金の上限額の見直し等を内容とする条例改正を行った(施行は令和4年10月1日)。	健康増進課
49	P41～	意見	同上	○	施設設置目的での利用が増えることが本来のあるべき姿であるため、改善策検討のため、定時のモニタリングだけでなく、随時、指定管理者を対象に利用率向上に向けたヒアリングを実施している。また、HPやリーフレット以外にも生涯学習情報紙「グラッド」等を利用し施設の情報を発信することで、施設の活用を促している。	商工業振興課
50	P41～	意見	同上	○	第一義的には博物館条例第6条に規定される会議等のみの使用となるが、博物館事業の目的外的利用については、会議の内容、事業目的などを精査する中でその使用を承認する柔軟な対応をしている。	自然史博物館
51	P41～	意見	同上	○	施設設置目的での利用が増えることが本来のあるべき姿であるため、改善策検討のため、定時のモニタリングだけでなく、随時、指定管理者を対象に利用率向上に向けたヒアリングを実施している。また、ホームページ以外にも教員等の施設利用を通じて施設の活用を促している。	学校教育課
52	P41～	意見	同上	○	令和6年度前期分(令和5年10月より受付)の展示室貸出しから運用方法を見直し、1つの団体が複数の部屋を利用することを可能とした。 また、未利用期間について公開し、再募集を行うなど、施設が有効活用されるように運用方法を見直した。	美術博物館

番号	報告書 ページ	区分	指摘及び意見の概要	措置 状況	措置等の内容	担当課
53	P41～	意見	同上	○	令和元年度から、各室の個人、団体、有料、無料など施設利用者の利用統計を取っている。また、貸し出しを行っている研修室は通常の施設利用者のために使われることを前提としており、個別事由による貸し出しはその利用に支障をきたさない範囲で行なっている。駐車場も限られているため個別事由による貸し出しを増やすことは、プラネタリウム観覧など本来の目的で来た利用者が駐車できないという支障をきたすこともあり積極的に貸し出しを行うことは難しい。	科学教育センター
54	P46～	意見	指定管理者運用マニュアル等に留意し、指定管理者の交代時における引継手続を徹底することが望ましい。また、資産経営課においては、交代時に発生する問題等について、情報の蓄積と発信をより一層進め、各所管課に注意喚起をすることが望ましい。	○	令和2年6月、過去5年間に指定管理者の引継が行われた施設所管課に対し、交代時に発生した問題等の調査を行った。 令和2年7月、調査結果をもとに整理した引継ぎ時のポイントを、指定管理者制度導入施設所管課に対して通知した。また、今回収集した事例や参考様式を公開した。	資産経営課
55	P46～	意見	同上	○	令和2年7月13日付資産経営課からの通知「指定管理者業務の適切な事務処理について」に基づき、指定管理者が交代する際には、現指定管理者・新指定管理者・市の三者で十分な時間を確保し、引継ぎを行うこととした。	市民協働推進課
56	P46～	意見	同上	○	令和2年7月13日付資産経営課からの通知「指定管理者業務の適切な事務処理について」に基づき、指定管理者が交代する際には、現指定管理者・新指定管理者・市の三者で十分な時間を確保し、引継ぎを行うこととした。	「文化のまち」づくり課
57	P46～	意見	同上	○	令和2年7月13日付資産経営課通知「指定管理者業務の適切な事務処理について」に基づき、令和4年度の指定管理者交代の際には、現指定管理者・新指定管理者・市の三者で打ち合わせを重ね、引継ぎを行った。	「スポーツのまち」づくり課
58	P46～	意見	同上	△	改善検討中	福祉政策課
59	P46～	意見	同上	○	引継手続については、管理運営仕様書に「指定期間開始に当たっての引継ぎ業務、指定期間満了に当たっての引継ぎ業務」として示している。業務引継ぎの指示や引継ぎの場に立ち会い指導・監督するなど適切に実施している。	こども未来館
60	P46～	意見	同上	○	豊橋市資源化センター余熱利用施設については、令和4年10月1日からの指定管理者交代に当たり、令和2年7月13日付資産経営課からの通知「指定管理者業務の適正な事務処理について」に基づき、新旧事業者の立会の下、施設・設備・備品の現状を確認するとともに、引継の進捗状況の報告を随時確認するなど、市が積極的に関与することにより適切な引継処理を行った。 また、次回以降の指定管理者交代時も適切な引継ができるように、チェックシートを作成した。	健康増進課
61	P46～	意見	同上	○	令和2年7月13日付資産経営課からの通知「指定管理者業務の適切な事務処理について」に基づき、指定管理者が交代する際には、現指定管理者・新指定管理者・市の三者で十分な時間を確保し、問題が起きやすい項目をまとめた資料を用意したうえで、引継ぎを行うこととした。	商工業振興課
62	P46～	意見	同上	○	令和2年7月13日付資産経営課からの通知「指定管理者業務の適切な事務処理について」に基づき、指定管理者が交代する際には、現指定管理者・新指定管理者・市の三者で十分な時間を確保し、問題が起きやすい項目をまとめた資料を用意したうえで、引継ぎを行うこととした。	学校教育課
63	P46～	意見	同上	○	美術博物館所管の指定管理者制度導入施設は、公の施設の指定管理者制度運用方針における、公募の実施の例外となる「①町内会等の公共的団体に管理を任せられた方が地域づくり等でより効果を得られると判断される地域密着型の施設」に該当するため、教育諸施設指定管理者選定委員会の審査を経て選定されるが、申請団体や担当者の交代時などには、令和2年7月13日付資産経営課からの通知「指定管理者業務の適切な事務処理について」に基づき、指定管理者との連絡調整会議で手続きを徹底する。	美術博物館
64	P46～	意見	ホームページにおける多言語に対応していない施設があるため、定住外国人等への情報発信として多言語対応に取り組むことが望ましい。	○	定住外国人に向けて情報発信を行っていただけるように、ホームページの多言語対応について指定管理者とともに検討をしていく。	市民協働推進課
65	P46～	意見	同上	○	指定管理者と協議を行い、令和5年6月から文化施設のホームページに自動翻訳機能を追加した。	「文化のまち」づくり課
66	P46～	意見	同上	○	令和4年度4月より、定住外国人に向けた情報発信について、指定管理者とともに必要に応じてホームページの多言語化を進めていくこととした。	「スポーツのまち」づくり課
67	P46～	意見	同上	△	改善検討中	福祉政策課
68	P46～	意見	同上	○	定住外国人等への情報発信の対応については、ホームページの多言語対応ではなく、本市の多文化共生・国際課が外国人市民に対して情報を分かりやすく伝えるために作成したマニュアル「やさしい日本語」を参考にして、今後ホームページの表記に配慮していくことで、指定管理者と協議を行った。	こども未来館

番号	報告書ページ	区分	指摘及び意見の概要	措置状況	措置等の内容	担当課
69	P46～	意見	同上	○	豊橋市資源化センター余熱利用施設においては、指定管理者の交代を機に、令和4年10月1日からホームページの全面リニューアルを行い、定住外国人にも安心して施設を利用してもらえるよう新たに英語、中国語、ポルトガル語による利用規約の掲載を開始した。	健康増進課
70	P46～	意見	同上	○	定住外国人に向けた情報発信について、指定管理者とともに、必要に応じてホームページの多言語対応を進めていくこととした。	商工業振興課
71	P46～	意見	同上	○	定住外国人に向けた情報発信について、指定管理者と協議を行い、必要に応じてホームページの多言語対応を進めていくこととした。	学校教育課
72	P46～	意見	同上	○	令和2年度から、ホームページで重要なお知らせを掲載する際には、日本語に英文を併記したり、ピクトグラムを使用したりするなどの対応をしている。	科学教育センター
73	P53～	指摘事項	貸出用しているアップライトピアノが施設を引継の際に、備品台帳システムにより設備の備品台帳への登録漏れになっていた。	○	令和2年2月、備品台帳に登録した。	「文化のまち」づくり課(アイブラザ豊橋)
74	P53～	指摘事項	施設内のホールで物販許可申請書の申請により許可しているが、申請書に物販する品名の記載が別紙参照となっているが、その別紙がないため物販内容と申請内容を明確化する必要がある。	○	令和2年度から、物品販売許可申請書への品名の記載は明瞭かつ網羅的に記入することを利用者へ伝え、催し物開催以前に両者(指定管理者と利用者)で確認することを徹底した。	「文化のまち」づくり課(アイブラザ豊橋)
75	P54～	意見	電気自動車充電器が駐車場入口から離れた従業員駐車場の近くにあり、案内掲示板だけでなく設置情報や場所が分かりやすいように案内誘導をされたい。	○	令和2年6月、場所が分かりやすいように目立つ場所に新しく案内板を設置した。	「文化のまち」づくり課(アイブラザ豊橋)
76	P54～	意見	高圧受電設備が老朽化しているため、自主事業中による催事開催中に停電等が発生した場合に損害賠償責任の責任問題が発生する可能性があるため、一定期間休館となる修繕については自主事業と整合性を図った計画的な実施されることが望ましい。	△	改善検討中	「文化のまち」づくり課(アイブラザ豊橋)
77	P55～	意見	小ホールの保守点検報告書では舞台設備等が更新時期となっているが、現在の利用状況を確認する文化的でない行事も多く、舞台設備の必要性の判断材料とするためにも利用目的の把握を行い施設更新の判断するのが望ましい。	△	改善検討中	「文化のまち」づくり課(アイブラザ豊橋)
78	P57～	指摘事項	利用承認後に利用取消が行われた場合に利用取消申請書により取消処理を行う手続を行うべきものが申請書による手続を行っていなかったため、遅滞なく行う取消処理が遅れ取消手続が完了するまで間、施設の予約利用できない状況となっていたため、所定の手続を遵守する必要がある。	○	利用取消申請書について、主催者に速やかに提出するよう、指定管理者から連絡をし、予約取消を速やかに行うよう指定管理者を指導した。	「文化のまち」づくり課(アイブラザ豊橋)
79	P57～	指摘事項	利用承認されると利用料金は数週間うちに前納されるが、学校行事等の場合に新年度にならないと執行できないことがあるため、利用料金の納期延長申請が行われている。しかし、その利用料金納期延長申請が4月に行われてるにもかかわらず、請求書の発行が4か月も遅れているものがあつたので、未納のものが発生しないように適宜モニタリングする必要がある。	○	利用料金納期延長申請が提出された後には、いつ請求書を発行するべきか、どの職員が見ても分かるように管理方法を見直し、遅滞なく発行するよう指定管理者を指導した。	「文化のまち」づくり課(アイブラザ豊橋)
80	P58～	指摘事項	消防訓練に関して具体的な実施記録が作成されていなかったため、毎回実施記録を作成し参加者間での情報共有する必要がある。	○	令和2年10月に実施した消防訓練から実施記録を残し、情報共有を行った。	「文化のまち」づくり課(アイブラザ豊橋)
81	P58～	意見	駐車場が無料のため、施設の利用者でなくとも容易い利用できるので、公共交通利用者との公平性を損なわないためにも、パーゲットシステム等を導入して、使用料を徴収するか無料の場合でも利用者を施設利用者かつ一定時間内に制限することが望ましい。	○	パーゲットシステム等の採用にあたっては、催し物開催時に駐車場出入口及び付近の道路の混雑悪化に繋がることや、周辺施設等への迷惑駐車・違法駐車に繋がること、また、導入経費やランニングコストを勘案すると、施設運営の更なる収支不足が見込まれるため、導入は見送っている。	「文化のまち」づくり課(アイブラザ豊橋)
82	P63～	意見	各施設の利用状況を見ると、全てが常に利用されている状況ではない。コンサートホールは月によって差はあるものの平日の利用が少ないので、利用率の向上に努める必要がある。しかし、コンサートホールの平日の利用状況を改善することは容易でないため、休館日数を増やすなどの経費削減について再検討することが望ましい。	○	ライブポートとはしは全施設を一体的に管理運営しており、利用率の高い部屋もあるため、休館日を増やせばサービスが低下することは避けられない。また、各施設ごと個別に休館日を増やしたところで、それに見合うほどの経費の削減は見込めないと考えるため現状維持とした。	「文化のまち」づくり課(ライブポートとはし)

番号	報告書 ページ	区分	指摘及び意見の概要	措置 状況	措置等の内容	担当課
83	P63～	意見	同上	○	(男女共同参画センターの)利用率の向上については、ホームページのほか、令和3年11月から情報紙やセミナーの告知チラシで施設情報を発信するようにした。	市民協働推進課(ライフポートとよはし)
84	P63～	意見	同上	○	ライフポートとよはしは全施設を一体的に管理運営しており、利用率の高い部屋もあるため、休館日を増やせばサービスが低下してしまう恐れもある。また、教育会館は、月曜日から土曜日は通常の会館業務を行っており、日曜日には貸館の予約がある場合に開館しているため、すでに必要最小限の開館となっている。そのため、検討した結果、休館日数を増やしても経費の削減は見込めないと判断したので現状維持とした。	学校教育課(ライフポートとよはし)
85	P63～	意見	同上	○	ライフポートとよはしは全施設を一体的に管理運営しており、利用率の高い部屋もある中、休館日を増やせばサービスが低下してしまう。また、各施設ごとに休館日を増やしても、それに見合う経費削減は見込めないと考え、現状維持とした。	商工業振興課(ライフポートとよはし)
86	P64～	意見	各施設の適正な利用料金を一義的に定めることは難しいが、継続的に利用料金の見直しを検討する必要がある。また、男女共同参加センターと勤労者会館では、施設の目的に沿った利用団体が優先利用でき、料金も半額となっている。社会環境が変化してきているので、利用者により区別した料金設定が受益者負担の観点から望ましいのか再検討することが望ましい。	○	使用料の見直しについては、施設の利用状況や収支状況等を分析の上、市全体の方針に基づき、必要に応じて使用料の改定をするなどの対応を行う。	「文化のまち」づくり課(ライフポートとよはし)
87	P64～	意見	同上	○	次期「男女共同参画行動計画 ハーモニープラン」策定の中で、社会情勢や国の動向などを踏まえ、男女共同参画センターの拠点施設としての役割や、料金設定・申請期間などの施設利用に対する支援について検討する。	市民協働推進課(ライフポートとよはし)
88	P64～	意見	同上	○	利用料金の設定については、関係課と協議を進めつつ、優先利用団体の利用状況を分析のうえ、所管課として必要に応じて見直すなど対応していくこととした。	学校教育課(ライフポートとよはし)
89	P64～	意見	同上	○	利用料金の設定については、関係課と協議を進めつつ、優先利用団体の利用状況を分析のうえ、所管課として必要に応じて見直すなど対応していくこととした。	商工業振興課(ライフポートとよはし)
90	P64～	指摘事項	備品管理されている灰皿スタンド等は公共施設全面禁煙の中で使用の可能性がないので、鉄くず等の資源回収として処分することが必要である。	○	令和2年1月に処分した。	「文化のまち」づくり課(ライフポートとよはし)
91	P64～	指摘事項	同上	○	令和2年1月に処分した。	市民協働推進課(ライフポートとよはし)
92	P64～	指摘事項	同上	○	令和2年1月に処分した。	学校教育課(ライフポートとよはし)
93	P64～	指摘事項	同上	○	令和2年1月に処分した。	商工業振興課(ライフポートとよはし)
94	P66～	意見	施設が老朽化しているため、ライフサイクルを踏まえた設備の修繕更新について計画を定めることが望ましい。	○	令和2年度に音響機器を修繕するなど、平成26年度に策定された施設保全計画に沿った形で修繕を実施している。	「文化のまち」づくり課(ライフポートとよはし)
95	P66～	意見	同上	○	施設保全計画(平成26年度策定)に沿って計画的に対応する。	市民協働推進課(ライフポートとよはし)
96	P66～	意見	同上	○	施設保全計画(平成26年度策定)に沿って計画的に対応する。	学校教育課(ライフポートとよはし)
97	P66～	意見	同上	○	施設保全計画(平成26年度策定)に沿って計画的に対応している。	商工業振興課(ライフポートとよはし)
98	P68～	指摘事項	行政財産使用料減免申請書における減免の必要性や減免額について合理的な根拠を示すべきである。	○	令和2年9月の入居者募集の時から、減免等の合理的根拠を示すようにした。	「文化のまち」づくり課(市民文化会館)
99	P68～	指摘事項	防災訓練の具体的な実施記録を作成して、参加者での情報共有を行う必要がある。	○	令和2年9月に実施した消防訓練から実施記録を残し、情報共有を行った。	「文化のまち」づくり課(市民文化会館)
100	P68～	指摘事項	非常持出品を明確にし、非常持出品の一覧表の作成すともとの定期的に現物と照合する必要がある。	○	令和元年12月に一覧表を作成し、定期的に点検を行うようにした。	「文化のまち」づくり課(市民文化会館)
101	P69～	意見	減免申請手続において代表者の交代が生じた場合、担当者レベルで明確であったとしても、承認にあたっては確認手続を行い記録として残すことが望ましい。	○	令和2年度から記録を残すようにした。	「文化のまち」づくり課(市民文化会館)

番号	報告書 ページ	区分	指摘及び意見の概要	措置 状況	措置等の内容	担当課
102	P70～	意見	駐車場が無料であり、利用制限も特 ないことから施設の利用者でなくても容 易い利用できる。公共交通利用者 との公平性を損なわないためにも、パー ゲートシステム等を導入して使用料を徴収 するが無料の場合でも利用者を施設利 用者かつ一定時間内に制限することが 望ましい。	○	パーゲートシステム等の採用にあたっては、催し物開催時に駐車場出入口及び付 近の道路の混雑悪化に繋がることや、周辺施設等への迷惑駐車・違法駐車に繋がる こと、また、導入経費やランニングコストを勘案すると、施設運営の更なる収支不足 が見込まれるため、導入は見送っている。	「文化のまち」づ くり課(市民文化 会館)
103	P71～	意見	「将来再検討する」施設に分類されてお り大規模修繕の計画はないが、施設を 使用する以上、安全面等で必要な施設 保全は実施しなければならないので、 当該計画を策定することが望ましい。	○	市民文化会館の改修に向け、令和3年度に利用者との意見交換会やワークショップ などを開催し、修繕計画を作成した。また、令和4年度に基本設計の予算を計上 し、利用者が施設を安心安全に利用できるよう事業を進めている。	「文化のまち」づ くり課(市民文化 会館)
104	P71～	指摘事項	備品一覧に記載されているが、現物の ないものがあつたので、適正に備品管 理を行う必要がある。	○	令和2年3月に廃棄を確認し、備品一覧より削除した。	「文化のまち」づ くり課(市民文化 会館)
105	P75～	指摘事項	プロ野球開催は実績があるとはいえ、将 来的に経済負担となる可能性があるの で、メリットとデメリットを比較・検討す べきである。	○	プロ野球は市民の「見る」スポーツに触れる機会を創出しており、毎年累計約2万 人程度の観客が市内外から訪れ、まちの活性化にも一定寄与していることがメリッ トであり、プロ野球開催のための施設の維持修繕等の要望により、将来的な費用負担 が生じる可能性があることがデメリットであるが、施設の維持修繕等については、プロ 野球開催のためだけではなく、市民のスポーツ環境の向上に繋がるか、という観点も 含め必要性の判断をしていることから、現時点では引き続き開催していく。	「スポーツのま ち」づくり課(市 民球場)
106	P76～	指摘事項	備品台帳に一覧と照合したところ、備品 シールが貼付されていないものがあつ たので、適正に備品管理を行う必要が ある。	○	備品シールを貼付していないものについては、令和2年8月に備品シールを貼付し た。	「スポーツのま ち」づくり課(市 民球場)
107	P77～	指摘事項	消防訓練の具体的な実施記録がなかつ た。また、管理運営仕様書に規定され る地震防災訓練が行われていなかったの で、訓練スケジュールを定めて実施し、 具体的な実施記録を作成して参加者で 情報共有を行う必要がある。	○	令和2年2月に実施した防災・地震訓練から、具体的な実施記録を残し、参加者で 情報共有を図った。	「スポーツのま ち」づくり課(市 民球場)
108	P78～	意見	指定管理運営仕様書に修繕計画は指 定管理者が策定することと記載されて いる。指定管理者は計画を早急に策定 し、市は内容を十分に理解し担保す ることが望ましい。	○	指定管理者は、令和2年8月に建物設備修繕計画を策定し市へ提出した。	「スポーツのま ち」づくり課(市 民球場)
109	P81～	指摘事項	事業報告書報告書に記載された利用 者数や金額に誤りがあつた。所管部課 において注意深く確認を行うべきであ る。	○	誤り事項を指定管理者と共有するとともに、今後は市と指定管理者双方においてよ り注意深く確認するよう徹底した。	「スポーツのま ち」づくり課(アイ スアリーナ)
110	P82～	指摘事項	パンフレット記載の駐車台数が実際の 駐車台数とは大幅に異なっていたの で、早急に修正を行うべきである。	○	公園全体で共用できる駐車台数に誤りはないが、令和2年8月に正しい情報となる よう是正した。	「スポーツのま ち」づくり課(アイ スアリーナ)
111	P82～	指摘事項	備品に備品シールが貼付のないものや 貼付されたシールに何も記載されてい ないものがあつた。また貼付されてい ても何も記載のものがあつたので、適正 に備品管理する必要がある。	○	指定管理者は令和2年8月に備品の棚卸を行い、備品シールを貼付していないも のは貼付し、記載のないものは記載するなど、適正な備品管理を行うよう指導した。	「スポーツのま ち」づくり課(アイ スアリーナ)
112	P83～	意見	利用料の減免を行った市への報告が翌 年度の7月に行っており、事業報告書 を例年5月末に提出していることから鑑 みると時期が遅すぎるので、事業報告と 同時期程度に報告するのが望ましい。	○	令和元年度実績の報告分から事業報告書に添付するようは是正した。	「スポーツのま ち」づくり課(アイ スアリーナ)
113	P83～	意見	建物管理業務の請書に貼られている収入 印紙が建設工事の請負にかかる契 約に基づいて作成される軽減税率を用 いたと考えられるが、業務内容を確認 したところ当該業務はこれにあたら ないので、収入印紙額が不足しているこ とになるので、今後は注意深く確認す る必要がある。なお、現在は修正対応 している。	○	令和2年8月、指定管理者に今後同様のことがないように注意深く確認をするよう指 導した。	「スポーツのま ち」づくり課(アイ スアリーナ)
114	P83～	指摘事項	防災訓練の具体的な実施記録を作成 して、参加者での情報共有を行う必要 がある。	○	令和2年9月に実施した防災訓練から、具体的な実施記録を残し、参加者での情 報共有を図った。	「スポーツのま ち」づくり課(アイ スアリーナ)
115	P86～	指摘事項	旧指定管理者から引継ぎのため貸与し された資料の貸出文書・期間を明記 した書面がなかつた。個人情報を含む 文書なので書面で取り交わす必要が ある。	○	令和2年8月、旧指定管理者に資料を回収させた。	「スポーツのま ち」づくり課(総 合体育館)

番号	報告書ページ	区分	指摘及び意見の概要	措置状況	措置等の内容	担当課
116	P87～	指摘事項	旧指定管理者が独自に平日利用者に減免する旨を市と協議し承認を得ていたが、指定管理者の交代により新指定管理者に引き継がれるものでなく終了するものであり、この施策の利用終了の周知がされていなかった。指定管理者の交代が決まった段階で市の施設としての周知の考え方を旧指定管理者に明示しておく必要があった。	○	現在の指定管理者が独自に行う減免等の独自施策は、指定管理者の交代時には引き継がれないため、そのことを次回の引継ぎ時には市民へ周知するよう指導した。	「スポーツのまち」づくり課(総合体育館)
117	P88～	指摘事項	備品台帳に一覧と照合したところ、備品ないものがあった。また備品シールが貼られていないものがあった。	○	指定管理者は、令和2年8月に備品の棚卸を行い、備品シールを貼付していないものは貼付し、備品台帳に記載のないものは記載し適正な備品管理を実施した。	「スポーツのまち」づくり課(総合体育館)
118	P88～	指摘事項	施設の設定当初と利用目的が異なったため、長期間使用せずに保管されている備品がある。今後の利用可能性の検討して、処分を検討されたい。	○	令和2年3月に不要となった幼児用マットについては処分し、活用できる幼児用マットについては引き続き活用することとした。	「スポーツのまち」づくり課(総合体育館)
119	P89～	指摘事項	平成30年10月から未修理となっており、緊急度が高いため早急に対処されたい。	○	宙づりバトンについては対応済み。給水加圧ポンプについては、7月末に修繕完了した。	「スポーツのまち」づくり課(総合体育館)
120	P91～	指摘事項	備品の引継ぎ立会時において、旧指定管理者がすべき内容については修繕費用負担となる内容もあるので、その内容については担当者間の引継ぎ確認書でなく新旧指定管理者間での合意文書として承認決裁後取り交す内容であった。市としては部署内で契約文書としての決裁が必要であった。	○	令和3年度末に実施した市・旧指定管理者・新指定管理者の三者協議において、現況における用器具や修繕箇所の取り扱い、その他課題を打ち合わせリスト化・共有を行い、令和4年度の指定管理者交代の際に、運営に関すること、備品等の引継ぎが完了した旨の書類を提出させ、内部で決裁を行った。	「スポーツのまち」づくり課(総合体育館)
121	P92～	指摘事項	指定管理者交代時において、旧指定管理者による現状普及の内容を明確しておく必要がある。	○	令和3年度末に実施した市・旧指定管理者・新指定管理者の三者協議において、現況における用器具や修繕箇所の取り扱い、その他課題を打ち合わせリスト化・共有を行った。	「スポーツのまち」づくり課(総合体育館)
122	P92～	指摘事項	指定管理者の交代時に今回の不備となった手続をマニュアルとして具体的に規定するのは限界があるので、今回の問題点を含め、具体的な引継ぎ手順を記録と残し、今後は適切な引継ぎが実施されるように指導されたい。	○	令和3年度末に実施した市・旧指定管理者・新指定管理者の三者協議において、現況における用器具や修繕箇所の取り扱い、その他課題を打ち合わせリスト化したほか、令和4年度の指定管理者交代の際に、運営に関すること、備品等の引継ぎが完了した旨の書類を提出させ、記録として残した。	「スポーツのまち」づくり課(総合体育館)
123	P93～	指摘事項	消防訓練の具体的な実施記録がなかった。また、管理運営仕様書に規定される地震防災訓練が行われていなかったため、訓練スケジュールを定めて実施し、具体的な実施記録を作成して参加者で情報共有を行う必要がある。	○	令和2年9月に実施した消防訓練、地震防災訓練から、詳細な実施記録を残し、参加者で情報共有を図った。	「スポーツのまち」づくり課(総合体育館)
124	P96～	指摘事項	分館で過年度に除籍処分された書籍を受け入れているが、その利用方法について速やかに判断すべきである。	○	分館で過年度に除籍処分された書籍については、令和2年3月に全て廃棄した。	図書館(中央図書館)
125	P97～	指摘事項	除籍処理された図書に関して、廃棄、バザー出品、再利用するのかが明確でないため、ルール作りをすべきである。	○	除籍処理後の図書についてリサイクル資料または廃棄とする判断を速やかに行えるよう、令和3年3月31日に「図書館資料の除籍・保存に関する基準」を制定した。	図書館(中央図書館)
126	P97～	指摘事項	毎年100冊以上の図書が返却滞納で除籍されている。返却滞納者へより厳密な督促を行うべきである。	○	令和2年度から、返却滞納者への督促については、はがきで行った後、電話でも行うように改善を行った。	図書館(中央図書館)
127	P98～	指摘事項	備品への備品シールの貼付していないものがあった。また、リース資産に更新されたものが備品台帳に記載されていたので、適正に管理する必要がある。	○	令和元年12月から、計画的に備品シールの貼付け作業を実施した。リース資産に更新した備品(AED)については、財務会計システムにて不用決定処理を行い、台帳への登録を適正に行なった。	図書館(中央図書館)
128	P99～	指摘事項	持ち主不明の数千円の現金が金庫に保管されていた。なお、その後の調査で所有者は判明している。	○	令和元年11月に、持ち主不明とされていた現金については所有者に返還した。また、金庫には公金以外は保管しないように職員へ周知徹底を図った。	図書館(中央図書館)
129	P99～	指摘事項	総合防災訓練の実施記録がなかった。また、地震等の防災対応訓練が行われていなかったため、訓練スケジュールを定めて実施し、具体的な実施記録を作成して参加者で情報共有を行う必要がある。	○	総合防災訓練を令和2年1月に実施し、地震等の防災対応訓練も行った。また、訓練の実施記録を作成し消防署員からの指摘事項や意見、避難誘導、消火活動等の注意事項の情報共有を図った。	図書館(中央図書館)
130	P100～	指摘事項	3階に避難器具が設置されているが、避難器具の使用に際し、周辺の樹木が干渉する状況にあったため、必要なスペースを確保する必要がある。	○	令和2年7月に避難器具の周辺の樹木を伐採し、避難に必要なスペースを確保した。	図書館(中央図書館)
131	P100～	指摘事項	使用料の減免申請書において、承認の根拠が明確でなかったものが認められたため、根拠を明確にする必要がある。	○	令和2年度から、申請者に対し説明を行い、減免申請書の内容が要領に定められた減免の内容の記載であるか、根拠が明確であるかを確認し受理することとした。また、承認の根拠が明確となるよう、決裁文書にも根拠を記載することとした。	図書館(中央図書館)
132	P102～	意見	市民意識調査で図書館のサービスや機能の充実について調査しているが、若い世代においては電子書籍の導入に一定のニーズがあるので、具体的な検討について行うことが望ましい。	○	電子書籍導入の必要性については、予算要求時を含め、毎年、随時検討している。	図書館(中央図書館)
133	P105～	意見	会議室等の施設の稼働率の一層の向上のため、福祉目的の利用者を優先しつつ、施設の有効活用の観点から使用者の対象範囲の拡大を検討することが望ましい。	△	改善検討中	福祉政策課(総合福祉センター)

番号	報告書 ページ	区分	指摘及び意見の概要	措置 状況	措置等の内容	担当課
134	P106～	指摘事項	防災訓練の一部が実施されていなかった。また具体的な実施記録を作成して参加者で情報共有を行う必要がある。	○	令和2年10月に地震発生により火災が起こったことを想定した訓練を行い、実施記録を作成した。	福祉政策課(総合福祉センター)
135	P107～	指摘事項	他部局に所管換すべき備品がそのまま備品一覧に残っていたり、本来あるべき備品の確認が取れないものがあった。	○	備品の使用状況の調査を実施し、所管換えをすべき備品については令和3年3月に所管換え処理を行った。現物の確認ができなかった備品については令和2年3月及び令和3年3月に不用処理を行った。	福祉政策課(総合福祉センター)
136	P109～	意見	備品の更新後も使用上問題がある旨の注意書の表示がある備品を使用しているため、今後使用可能性が低い場合には処分を検討するのが望ましい。	○	使用上問題がある旨の注意書きの表示はあるものの、故障をしている訳ではなく使用することとする。	福祉政策課(総合福祉センター)
137	P109～	意見	旧機能訓練室が移転後使われずに空きスペースとなっているので、施設の有効活用を検討することが望ましい。	△	改善検討中	福祉政策課(総合福祉センター)
138	P112～	指摘事項	当初予算額と事業報告書の予算額は異なっていたので、事業計画書の予算を用いて予実分析を行うか、期中に補正予算を作成した場合にはその経緯を事業報告書に記載すべきである。	○	令和2年度から、計画書の予算を用いて決算書を作成し、予算分析を行うよう改めることを指定管理者に指導した。	こども未来館
139	P113～	指摘事項	事業計画書の予実分析の記載について、所管部課においても精緻な確認を行うべきである。	○	令和2年度から、予実分析の記載について精緻な確認を行うことを職員に周知徹底した。	こども未来館
140	P113～	指摘事項	まちなか共通駐車券の帳簿残高と現物との不一致であったので、精緻な管理を行うべきである。	○	令和2年8月から、管理方法について、照回数数を午前、午後の1日2回の確認へと増やす改善を行った。	こども未来館
141	P114～	指摘事項	防災訓練においては、毎回具体的な実施記録を作成して、参加者で共有する必要がある。	○	令和元年11月25日に実施した消防訓練については実施記録を作成するとともに、参加者から改善点等の意見を集約共有することで危機管理意識の向上を図った。	こども未来館
142	P115～	指摘事項	購入されたが設置されていない備品があった。慎重に購入要否の判断をすべきであった。	○	設置していなかった備品については、令和元年8月22日に設置を完了した。備品購入の際は、設置時の専門的な施工の必要性や設置後の安全性を事前によく確認し、慎重に購入の要否を判断する。	こども未来館
143	P116～	指摘事項	備品に備品シールが貼付されていないものがあった。	○	備品シールの貼付されていなかったものには貼付し、令和2年度から、備品購入の納品時すぐに備品シールの貼付をするよう周知徹底した。	こども未来館
144	P117～	意見	大規模な展示模型が分割されて保管されていたので、イベント等で使用が困難な状態となった場合には、保管スペースや維持管理の観点から、最終的に処分も含めた対応策を事前に検討することが望ましい。	○	倉庫内で保管している展示模型に保護カバーを掛け、適切な状態に維持できるよう措置を施した。処分については、老朽化と使用の可能性を見極め判断していく。	こども未来館
145	P118～	意見	単価5千円未満の消耗品となるべき図書を複数冊を一式で備品台帳へ記載していたので、現物との照合が困難となっている。購入時金額での1式額でなく、1冊単位の単価で判断し、備品資産管理の効率化を図ることが望ましい。	○	当該図書一式については分冊扱いとし、備品登録から外した。今後は、1冊単位の単価で判断することとした。	こども未来館
146	P124～	指摘事項	年間の施設利用のスケジュールはあるもの、具体的な稼働状況に関するデータがなかったため、早急に稼働状況を把握できる体制を構築し、施設の稼働状況のモニタリングを開始すべきである。	○	令和2年4月から、稼働状況を把握できるようにするため、受付実績に基づき、稼働状況一覧表を作成した。	自然史博物館
147	P125～	指摘事項	一者随意契約とする論拠として脆弱であるため、より詳細な検討を行い理由書に具体的に記載する必要がある。	○	一者随意契約は明確な論拠を行う必要は認識しているため、関係部署とも協議し、令和2年度からその論拠を明示するようになった。	自然史博物館
148	P126～	指摘事項	減免申請手続きにおいて、申請内容の妥当性につき個別に検討が行われていない証拠が認められなかった。	○	自然史博物館使用料に関する取扱事務実施要綱第4条第5項に定める「その他市長が必要と認めるとき」を適用する事案は、自然史博物館観覧料免除・減額・割引内規では、「国又は地方公共団体が主催する教育又は福祉活動の参加者及び引率者など、個別に判断する。」としてきた。令和2年2月から減免を承認する申請については、決裁書の中に承認理由を記載するようになった。	自然史博物館
149	P128～	指摘事項	販売用の図録在庫について、落丁交換分が含まれていたため、帳簿残高と現物との不一致が生じていたので、業者の預り在庫と所有在庫の区分を明確にする必要がある。	○	令和2年2月の全体会議中で職員に周知・徹底を行い、残高と現物に不一致があった場合は、速やかに管理職に報告するようになった。また、令和2年度から半期ごとにこれまでの図書も含め在庫確認を行っている。	自然史博物館
150	P128～	意見	購入した図書について、備品台帳と現物は一致したものの、備品シールが遊び紙に貼付されていたので、貸出を想定しているものでないため、貼付方法について落丁の可能性を踏まえた裏見返しに貼付する等適切な運用が望まれる。	○	これまでの図書も含め、令和2年4月以降に購入する図書については、原則として、蔵書印、受入日の押印は裏見返しに対応するように令和2年2月全体会議で周知・徹底を行った。	自然史博物館

番号	報告書ページ	区分	指摘及び意見の概要	措置状況	措置等の内容	担当課
151	P129～	意見	標本模型見本は部門・区分ごとに標本管理システムに基づく登録作業を実施しているが、区分ごとの学芸員のみが理解しているだけで、管理側が使用ルールを把握していなかった。標本管理システムの入力作成マニュアルを作成して、管理部門にも情報共有しておくことが望まれる。	○	標本管理システムの入力項目についてまとめた資料を令和2年6月末までに作成し、全体会議の中で職員に周知した。	自然史博物館
152	P131～	指摘事項	美術品が多数あるため、部分的な棚卸のみが実施しているだけで、網羅的な一斉棚卸が実施されていなかった。写真や備品台帳に添付する等、容易に照合する仕組みを構築する等して、定期的な現物照合が行える環境を整備する必要がある。	○	美術品の棚卸については、令和4～5年度の施設改修に伴う収蔵品等の移動に合わせて、令和4年6月に一斉に行った。今後は年一回、資料台帳、画像等による現物照合を行うこととし、令和5年10月に職員に周知した。	美術博物館
153	P131～	指摘事項	販売物品の在庫について、帳簿数量と現物との定期的な照合が行われていなかった。令和元年度は実施したが過去に行われていなかったため、汚損等により販売できない状態のものが従来から保管されているが、実地棚卸することで各物品状態を適時に確認することができることから、定期的な現物照合のルールと運用が求められる。	○	販売物品在庫の管理について、令和4年6月に棚卸を行った。今後は、保管場所で刊行年度、品名等を明示し、年一回、照合確認を行うこととし、令和5年10月に職員に周知した。	美術博物館
154	P132～	意見	入場者数増加のための利用者の分析、広報及び魅力ある企画の立案について重要であると考えている。	○	令和元年度からポスターやチラシなど従来の紙媒体による広報宣伝に加え、SNSやWEBを活用しタイムリーで拡散力の高い情報発信を行っている。令和5年度には市民意識調査を実施し、市民の美術博物館利用に関する分析を行い、より幅広い年齢層に来館してもらえる展覧会、事業の立案に役立てた。	美術博物館
155	P133～	指摘事項	消防訓練及び防災訓練は実施されていなかったため、スケジュールに基づき。また、管理運営仕様書に規定される地震防災訓練が行われていなかったため、訓練スケジュールを定めて実施し、具体的な実施記録を作成して参加者で情報共有を行う必要がある。	○	令和5年度から、消防計画及び地震防災規程に規定されている防災訓練についてスケジュールを定め、令和5年9月に実施した消防訓練から実施記録を残すこととし、訓練内容の情報共有を行った。	美術博物館
156	P134～	意見	駐車場は好立地であり、美術博物館利用者以外であっても500円支払えば長時間駐車が可能であり、一般の駐車場と比較すると割安である。維持管理コストや設備の取替更新費用を含め将来的にも妥当な金額であるか再度検討し、結果について文書で残すことが望ましい。	△	改善検討中	美術博物館
157	P135～	指摘事項	貸出絵画の所在場所をデータベースに登録するとともに、借出書を手し、保管責任を記録すべきである。	○	令和2年度から、他施設への調査を行い、貸出絵画の所在場所をデータベースに登録するとともに、借出書を手し、保管責任を記録している。	美術博物館
158	P138～	指摘事項	視聴覚センターの耐震診断時の2階の一部柱にせん断破壊の可能性があるため、その後の修繕対応が不明であり、地下資源館においては、耐震診断結果が確認できなかったため、根拠となる資料を文書化し適切な保管をすべきである。	○	視聴覚教育センターについては、耐震診断の結果は安全であるとの判定が出ている。2階の一部柱のせん断破壊の可能性については、関係課と協議のうえ修繕を見送った。地下資源館については、市に保管されている構造計算書によれば、基準値を十分上回る形で耐力壁が配置されているため、耐震性は問題ないと判断している。	科学教育センター(視聴覚教育センター)
159	P139～	意見	平成24年度実施の施設評価結果で、「将来再検討する」施設に分類されるが、大規模な修繕計画は作成されていないので、施設保全のための計画を策定するのが望ましい。	△	改善検討中	科学教育センター(視聴覚教育センター)
160	P139～	指摘事項	平成23年度の包括外部監査で、備品シールの貼付漏れが指摘されて措置し公表されているが、今回も備品シールに貼付されていないものがあつたため、一時的な改善とならないよう継続的な対応を行う必要がある。	○	令和元年度中に貼付漏れであったものには備品シールを貼付け、新たに備品を購入する際に貼付け漏れのないよう課内の職員に周知徹底を図った。	科学教育センター(視聴覚教育センター)
161	P139～	意見	使用されていない劇物が多数あつたため、速やかに廃棄処分することが望ましい。	○	使用予定のない劇物については、令和元年度中にすべて廃棄処分済みである。	科学教育センター(視聴覚教育センター)
16	P140～	指摘事項	実験のため購入した未使用の資材について台帳等で管理するとともに、現物の整理整頓を行う必要がある。	○	令和元年度中に倉庫を整理整頓し、管理がしやすいよう資材を配置するとともに在庫管理帳を作成した。	科学教育センター(視聴覚教育センター)
163	P142～	指摘事項	倉庫として使用する部屋に私物が置かれたが、施設内に私物を保管することは適切でないため、早急に撤去すべきである。	○	既存の私物は速やかに撤去し、課内において施設内に私物を保管しないように周知徹底した。	科学教育センター(視聴覚教育センター)
164	P143～	指摘事項	小型風力発電装置を購入設置直後に破損し、5年以上にわたって破損した状態が続いている。設置後直ぐに破損していることから、明らかな瑕疵があつた可能性が高く、破損が生じた生じた初期対応としては、契約約款に基づいて契約解除するか、あるいは良品が再納入するまで支払いを留保することが適切であった。	○	本件については、これまで世の中になかった技術であり納入後履行確認を経て支払いをしたものではあるが、設置後すぐ故障しており、指摘のような対応を取るべきであった。今後このような装置を購入する場合には今回の対応を踏まえ対応していく。	科学教育センター(視聴覚教育センター)

番号	報告書 ページ	区分	指摘及び意見の概要	措置 状況	措置等の内容	担当課
165	P143～	指摘事項	令和元年10月に小型風力発電装置補修内容に関する合意書を締結して代替品を納入することになったが、当初購入時の最大出力700wから最大出力が20wと著しく仕様が低く別物である。よって当初契約を解除し、代替品については合理的な価格を考慮のうえ新たに購入契約をすべきである。	○	小型風力発電装置補修内容に関する合意書については、最先端技術を市民に紹介する目的のために受託者側からの提案に基づき合意したものである。当初契約から時間が経過しているが、この合意書に基づき、改めて風車から羽ばたき方式に変更し、今までに無かった技術を紹介できるということで当該契約の解除は行わないこととした。	科学教育センター(視聴覚教育センター)
166	P144～	指摘事項	防災規程に定められた地震防災対策委員会が開催されていなかった。	○	地震防災対策委員会を年1回の防災訓練時に開催することとして令和3年5月1日付で地震防災規程の改訂を行い、令和3年度は令和4年2月22日に開催した。今後防災訓練の日程の中に組み込んで実施していく。	科学教育センター(視聴覚教育センター)
167	P145～	指摘事項	実験室において、顕微鏡在庫数量と備品台帳と不一致となっているので、不一致の理由を調査したうえ、備品台帳の数量を現時点の在庫数量に合わせる必要がある。	○	備品台帳に記載されている数量171台のうち、7台が不一致であったが、令和2年度に再度調査したところ、4台は見落としであり、所定の位置に保管されていた。また、3台は故障により廃棄処分されていたため、備品台帳の数量を現時点の在庫数量168台となるよう修正した。	科学教育センター(視聴覚教育センター)
168	P146～	指摘事項	視聴覚センター内に館内利用として図書が保管されているが、図書の設置場所が全て地下資源館となっていたので、資産管理の観点から、備品台帳には正確な設置場所を記載する必要がある。	○	令和元年度中に図書の保管場所と備品台帳の設置場所を照合し、正しい設置場所に配架しなおした。	科学教育センター(視聴覚教育センター)
169	P147～	意見	購入番組はパソコン内に保存管理されているが、購入番組を網羅的に把握しておらず、使用できるかどうか不明確となっていたので、番組一覧表を作成し、適切に管理することが望ましい。	○	使用可能期間が残っている購入番組については、令和元年度に使用可能期間が把握できる状態に整理した。令和2年7月に導入した番組も同様に整理し、今後導入予定の番組についても、適切な番組管理を行っている。	科学教育センター(視聴覚教育センター)